事務事業ID 1815

政策体系

所

属

部課名 課長名

係 名

担当者

令和 5 年度

都市整備部住宅管理課

花崎 誠

空家等対策係

木川田 舞

事務事業評価シート

0192-27-3111

324

5 年 9 月 15 日作成

(令和 4 年度実績)										
空家等対策推進事業	☑ 実施計画登載事業 [] 総1	合戦略	登載事	業					
週107 港たた仲高か生活環境の創造	事業期間		7	算科目						
0 4 0 に何りた大過な生石泉境の制造	区 分	会計	款	項	目	事業				
1 5 良好な生活空間の創造	単年度繰返	01	08	06	01	0800				
0 3 良質な住環境の整備	※期間欄に開始年度を記入	01	00	00	01	0000				
空家等対策の推進に関する特別措置法、大船渡市空家等対策の推進に関する条例、同規則	期 間		事務	8事業[区分					
	空家等対策推進事業 0 4 潤いに満ちた快適な生活環境の創造 1 5 良好な生活空間の創造 0 3 良質な住環境の整備	空家等対策推進事業	空家等対策推進事業	空家等対策推進事業	空家等対策推進事業	空家等対策推進事業				

【開始年度】

令和3

年度~

事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)

「大船渡市空家等対策計画」の4つの基本方針(発生の抑制、適切な管理の促進、利活用の促進、管理不全な空家等の解 消)に基づき、市内の空家等対策を推進し、所有者等に適切な管理を促し、安心・安全に暮らせる生活環境の保全を図るとともに、空家等の利活用の促進により、移住・定住の促進やまちづくり活動の活性化に資する。 主な事務事業は、相談・通報対応、通報のあった空家等の現地調査及び所有者への情報提供、相談会等の開催、空家等対

電話

内線

策協議会の開催、適切な管理の周知、空き家改修工事補助金及び危険空き家除却工事補助金の交付、特定空家等に対する

事業費は、主に空き家改修工事及び危険空き家除却工事補助金、空家等対策協議会の委員報酬、応急措置の委託料等とし て支出される。

	全	È体	計画(※期間限定複	夏数年度のみ)
			国庫支出金	
総	_	財源	都道府県支出金	
秘投	事業	源内	地方債	
λ	者	訳	その他	
量	54		一般財源	
_			事業費計 (A)	0
千円	人	1	E規職員従事人数	
	件		延べ業務時間	
)	費		人件費計(B)	0
	1	<u>/</u>	アルコスト(A)+(B)	0

A 政策事業

担件価能の数(DO)

① 手段(主な活動)	⑤ 汗	動指標(事務事業の活動量を表す指標)			
2 · ····— · · · · · · · · ·	(a) /d:				
前年度実績(前年度に行った主な活動)		名称			
相談、通報等の対応及び所有者等への情報提供 ・広報等による適切な管理の周知 空家等対策協議会の開催 ・危険空き家除却工事補助金交付 (公社)大船渡市シルバー人材センターとの空き家の適切な管理に係る連携協定締結	ア	空家等に関する相談件数	件		
	1	相談会、セミナー等の参加者数	人		
今年度計画(今年度に計画している主な活動)	1	和飲去、こく)一寺の参加有数			
・相談・通報等の対応及び所有者等への情報提供 ・広報等による適切な管理の周知 ・空き家改修工事補助金及び危険空き家除却工事補助金の交付 ・空家等対策協議会の開催		広報掲載回数	旦		
エ	⑥ 対:	⑥ 対象指標(対象の大きさを表す指標)			
② 対象(誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等		名称	単位		
市内の空家等		空家等の件数(空き家台帳の件数)	件		
	+	空家等に関する相談件数	件		
③ 意図(この事業によって、対象をどう変えるのか)					
所有者等による適切な管理が図られる ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ク				
	⑦ 成.	⑦ 成果指標(対象における意図の達成度を表す指標)			
		名称			
		H IS	単位		
〕結果(基本事業の意図:上位の基本事業にどのように貢献するのか)	サ	空家等に関する相談のうち、解決した件数	件		
市民が安心・安全に暮らせる生活環境が保たれる	シ	補助金交付件数(合計)	件		

1(2) 総事業費・指標等の丼	能移

(2) 心尹未見・旧保守び11位											
					年度 単位	2年度(実績)	3年度(実績)	4年度(実績)	5年度(目標)	6年度(目標)	7年度(目標)
		_	国庫支出金		千円	0	750	500	750	750	750
	由	財			千円	0	0	0	0	0	0
	事業	加大	地方債		千円	0	0	0	0	0	0
投入量	業費	内部	その他		千円	0	0	0	0	0	0
	5-2	н,	一般財源		千円	109	1,281	550	2,817	2,817	2,817
			事業費計(A)		千円	109	2,031	1,050	3,567	3,567	3,567
=	人				人	2	2	2	2	2	2
	件	延べ業務時間			時間	1,500	1,800	2,500	2,500	2,500	2,500
	費		人件費計 (B)		千円	6,000	7,200	10,000	10,000	10,000	10,000
	トータルコスト(A)+(B)		千円	6,109	9,231	11,050	13,567	13,567	13,567		
	ア ⑤活動指標 イ ウ			ア	件	8	76	104	80	80	80
				人	0	0	0	20	30	40	
				ウ		2	2	2	2	2	2
		, b			件	653	646	638	660	670	680
			⑥対象指標 キ		件	8	76	104	80	80	80
		ク		ク							
				ħ	件	2	9	13	10	10	10
		⑦成果指標 シ ス		ふ	件	0	4	2	5	5	5
				ス							

事務事業ID

1815

事務事業名

空家等対策推進事業

(3) 事務事業の環境変化・住民意見等

この事務事業を開始したきっかけは何か?いつ頃どんな経緯で開始されたのか?

国では、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、併せて空家等の活用を促進するため、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が平 成27年5月26日に全面施行された。また、市内においても、適切な管理がされていない空家等に関する相談が増え、空き家実態調査や所有者アンケート調査により課題が顕在化するなど、対策が急務となってきていることから、令和2年12月に当市の対策の基本方針となる「大船渡市空家等対策計画」を策定し、取組を開始した。

② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)は、開始時期あるいは前期基本計画策定時と比べてどう変わったのか?

特になし

③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか?

空家等の改修費や除却費の補助事業を実施・継続してほしいとの意見が寄せられる。

評価の部(SEE) * 原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

① 政策体系との整合性 ▽ 理由・内容 ☑ 結びついている この事務事業の目的は当市の政策体系に結びつくか?意図することが結果に結びついているか? 空家等の適切な管理が図られることにより、市民が安心・安全に暮らせる生活環境の保全につながる。 Ħ 見直し余地がある 的 ② 公共関与の妥当性 ▽ 理由・内容 ☑ 妥当である 뀾 空家等対策の推進に関する特別措置法により、市町村の責務として「空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対 ぜこの事業を当市が行わなければならないの 性 策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努める」ことと定められていることから、妥当である。 か?税金を投入して、達成する目的か? 評 価 □ 見直し余地がある

③ 対象・意図の妥当性

☑ 適切である

▽ 理由・内容

関係法令及び大船渡市空家等対策計画により、対象、意図が定められており、妥当である。

対象を限定・追加すべきか?意図を限定・拡充すべきか?

④ 成果の向上余地

☑ 向上余地がある □ 向上余地がない

▽ 理由・内容

成果を向上させる余地はあるか?成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか?何が原因で成果向上が期待できないのか?

空家等は、所有者等による適切な管理が基本であることから、管理や相続登記の必要性などを周知し当事者意識の醸成を図るほ か、専門家への相談体制を整備することで、向上の余地はあると考えられる。

⑤ 廃止・休止の成果への影響

□ 影響がない

▽ 理由・内容

事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無と その内容は?

☑ 影響がある 空家等対策の推進に関する特別措置法により市町村の責務が定められていることから、廃止・休止できない。

⑥ 事業費の削減余地

□ 削減余地がある

☑ 削減余地がない

主な経費は空家等対策協議会の委員報酬や、空き家改修工事及び危険空き家除却工事補助金として空家等所有者に支出され 成果を下げずに事業費を削減できないか?(仕様や工法の適正化、住民の協力など) るものであり、削減の余地はない。

率 性

地

評

価

玅 14

佃

⑦ 人件費(延べ業務時間)の削減余

□ 削減余地がある

▽ 理由・内容 ☑ 削減余地がない

空家等の相談対応や現地確認などの業務をアウトソーシングすることで削減できる可能性はあるが、現在、市内で受託可能な事業 やり方を工夫して延べ業務時間を削減できない か?成果を下げずにより正職員以外の職員や委託でできないか? (アウトソーシングなど)

4 17 抽 性

評 価

⑧ 受益機会・費用負担の適正化余

見直し余地がある

☑ 公平・公正である

大船渡市空家等対策計画の対象は市内全域の空家等を対象としているほか、空き家改修工事及び危険空き家除却工事補助金 事業の内容が 一部の受益者に偏っていて不公平 ではないか?受益者負担が公平・公正になっているか? については、市内の空家等のうち一定の基準を満たすものを対象としており、公平性は保たれている。

今後の方向性(次年度計画と予算への反映)(PLAN)

(1) 改革改善の方向性

(2) 改革・改善による期待成果

コスト

×

×

(3) 改革改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策又は特記事項等

2 改革改善(縮小・統合含む)

削減 維持 増加 向 維持 成 果 伒

下

・相談体制の整備と充実のため、専門家団体等との連携体制の構築と相談会の開催を令 和5年度に進める。

※(1)改革改善を実施した場合に期待できる成 果について該当欄に「●」を記入。 (現状維持の場合、コスト及び成果は「維持」) (終了・廃止・休止の場合は記入不要)

4 課長等意見

(1) 今後の方向性 (2) 全体総括・今後の改革改善の内容

今後空き家の増加が予測される中で、所有者の不安を払しょくするための仕組みづくりの必要性がある。

2 改革改善(縮小・統合含む)